

時短要請と時短要請協力金について

令和3年1月14日

	第1回	第2回		第3回（予定）
		変更前	変更後（予定）	
要請内容	午後10時から翌日午前5時までの間、営業を行わないこと	午後10時から翌日午前5時までの間、営業を行わないこと		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>午後8時から</u>翌日午前5時までの間、営業を行わないこと ・<u>酒類の提供は午前11時から午後7時までの間に限ること</u>
期間	令和2年12月30日午後10時～令和3年1月12日午前5時	令和3年1月12日午後10時～令和3年1月25日午前5時	令和3年1月12日午後10時～ <u>令和3年1月18日午前5時</u>	令和3年1月18日 <u>午後8時</u> ～令和3年2月8日午前5時
区域	熊本市中央区通町筋、桜町周辺地区	熊本市中央区通町筋、桜町周辺地区		<u>熊本県全域</u>
対象施設	午後10時以降も営業している酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店	午後10時以降も営業している酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店		<u>午後8時以降も営業している飲食店</u>
協力金	原則52万円 (1日4万円)	原則52万円 (1日4万円)	原則 <u>24万円</u> (1日4万円)	原則84万円 (1日4万円)

※令和3年1月14日から「熊本県独自の緊急事態宣言」を発令し、令和3年1月18日から時短要請を強化することに伴い、時短要請協力金（第2回）の内容を変更するとともに、新たに時短要請協力金（第3回）を設ける予定です。令和3年1月15日中の詳細公表に向けて準備中ですので、もうしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。